

H29.1～共済扶養認定に係るマイナンバー取扱い Q&A

※ この Q&A は当面の間の措置であり、今後の正式な取扱いについては総務省等の見解が示され次第、改めてお知らせする予定です。

Q1 扶養認定申告時に「個人番号（マイナンバー）に係る届出書」（以下「届出書」という。）を忘れた場合は、保険証の交付は受けられないのでしょうか。

A1 他の扶養関係書類が揃っていれば、取り急ぎ保険証を交付することが可能です。後日速やかに、届出書を共済組合へご提出ください。

Q2 子の出生で扶養認定したいが、マイナンバー通知カードをまだ受け取っていない。病院に早くかかりたいので保険証の手続きを先に行いたい。

A2 取り急ぎ、届出書を除く扶養関係書類をご持参頂くことで、保険証を交付することが可能です。後日通知カードが届き次第で結構ですので、届出書を共済組合へご提出ください。

Q3 マイナンバーが確認できる書類（通知カードや住民票）を添付すれば、届出書の代わりになりますか。

A3 届出書により個人番号（マイナンバー）を収集しておりますので、お手数ですが転記等のご対応をいただくこととなります。

Q4 扶養を取り消す際にも、マイナンバーの届出は必要でしょうか。

A4 取消や、氏名・住所変更、保険証再交付など認定以外の手続時には、マイナンバーの届出は必要ありません。